

所得税還付申告受付、住民税申告相談日



毎年、確定申告期間(2月16日～3月15日)の確定申告会場は非常に混み合います。待ち時間を少しでも短縮するため次の日程を設けていますので、対象者はご利用ください。

なお、利子所得、譲渡所得(土地、家屋、株式等)、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、2月16日以降に札幌北税務署(☎011-707-5111)で申告をしてください。

- 受付期間 1月24日(火)～2月15日(水)
※土・日曜日、祝日は除く。
- 受付場所 当別町役場1階 大会議室
- 受付時間 9時～11時30分、13時～16時
※午前の受付開始から30分程度は混雑が予想されます。
- 問合せ 税務課税務係(☎23-2332)

所得税の還付申告ができる方 (給与収入・年金収入のみの方)

- ①所得税額を正しく計算すると還付になる方
- ②退職所得があり、源泉徴収税額が還付になる方
- ③新築住宅や中古住宅を取得して入居された方や住宅の増改築をされた方
- ④寄附金・医療費控除等を受けることができる方など

* 必要な書類 ①～④共通および住民税申告

- ・源泉徴収票(コピーは不可) ・印鑑
- ・マイナンバーカードまたは通知カードと運転免許証などの身分証明書
- ・金融機関等の口座番号が分かるもの(本人名義)
- ・健康保険料および介護保険料の領収書、国民年金保険料支払証明書
- ・生命保険、地震保険料控除証明書など

* 医療費控除を受ける方

- ・医療費控除は年間医療費支払額が10万円または合計所得金額の5%のいずれか少ない方を超えた場合に適用できます。
- ・H28.1月～12月分の医療費等を**事前に病院別に集計し**(生計を一にする親族分の医療費を合わせて申告する場合も同様)医療費の明細書等に記載してください。明細書は役場税務課にあります。
- ・保険等で補てんされている場合は、その金額を差し引いて集計してください。

住民税の申告について

確定申告の必要がない方であっても、国民健康保険に加入している方、公営住宅の申込みや児童手当および各種手続きに所得課税証明書が必要となる方は、**住民税の申告が必要**です。

* 公的年金等を受給されている方

公的年金等の収入の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の**所得税の確定申告が必要ない場合であっても住民税の申告が必要です**。申告することにより、医療費控除・扶養控除等が反映され税額が下がる場合があります。

白色事業所得者(営業・不動産等) を対象とした収支内訳書の記載相談

町では円滑な申告受付事務を行うために収支内訳書の記載相談をこの期間(1月24日～2月15日)に同会場でお受けしています。必要な書類等を整理のうえお越しください。

法定調書関係書類等の提出について

関係書類等の提出は、次のとおりです。

- ▼提出期限・場所 1月31日(火)
- ・給与支払報告書(総括表・個人別明細)
→役場1階・税務課税務係へ
- ・上記以外の書類→札幌北税務署へ

☆今年の確定申告から マイナンバーの記載が必要です

マイナンバーを証明する書類

- ①通知カード(緑色の紙製。平成27年11月頃郵送)
- ②マイナンバーカード(顔写真入りプラスチック製)
- ③マイナンバー入り住民票

通知カードを紛失された方は、役場または太美出張所で「マイナンバー入り住民票」を申請してください。また、マイナンバーカードは初回は無料ですが、申請から受け取りまで1カ月程度かかりますのでお早めにご申請ください。

- ▼問合せ 住民課戸籍年金係(☎23-2463)

☆ e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナー の操作などのご質問はこちら

- ☎0570-01-5901(有料・全国一律市内通話料金)
- 受付時間 月曜～金曜 9時～17時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)
- ※上記ダイヤルにつながらない場合はこちらまで
☎03-5638-5171(有料)

農業委員法 改正

農業委員を募集します！

平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法がこれまでの「公選制および選任制」から「議会の同意を得て市町村長が任命する任命制」に変わります。

当別町では、現農業委員の任期満了に伴う新たな農業委員の推薦と個人応募を受け付けします。

■問合せ 農林課農務係 (☎ 23 - 3091)

▼業務内容

農地法などに基づく許認可業務のほか、農地の利用促進等の業務（農地の集約化、耕作放棄地の発生防止・新規参入の促進等）

▼募集期間

1月16日（月）～2月15日（水）必着
※土・日曜、祝日は除く。

▼募集定数 16名

▼任期

平成29年7月20日～平成32年7月19日の3年
※応募者の中から委員候補者を選考し、町議会の同意を得て町長が任命します。

▼報酬 月額40,000円

▼推薦を受ける者および応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者。

- ①町内に住所を有する者（町内で営農している者を含む）
- ②当別町の執行機関の委員でない者
- ③当別町職員でない者

また、次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

▼推薦および応募方法

- ・町内全域または地区からの推薦（3人以上の連名による）
- ・農業者が組織する団体等からの推薦
- ・個人からの応募

「推薦書」または「応募用紙」に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、役場3階・農林課に提出してください。各様式は農林課および農業委員会事務局で配布します。また、町ホームページからダウンロードもできます。

▼公表 推薦・応募された内容は、法律により情報公開が義務付けられていますので、町ホームページおよび掲示板等で公表します。

広報をパソコン・スマホで！ Hokkaido ebooks をご覧ください

北海道イーブックスとは、インターネット上で北海道の電子書籍を無料で閲覧できる地域特化型電子書籍ポータルサイトです。パソコン上のウェブサイト、そしてスマートフォンやタブレット端末専用の無料アプリで、「いつでも」「誰でも」「どこからでも」、すべて無料で読むことができます。

当別町の広報誌はもちろん、当別町を町外の方へPRすることを目的に発行した「当別町LIFE」や「行っとく知っとくなくとくとうべつ」も閲覧することができますので、ぜひご覧ください。

▼詳細 広報秘書課広報広聴係 (☎ 23 - 3069)

